



## 「労政だより」をご利用ください!

各種助成金、融資制度や従業員の福利厚生など、市内の企業の皆さんに役立つ情報を掲載しています。

### ■設置場所

商業振興課(本庁6階)、各支所、各公民館、市立図書館、佐賀労働局、佐賀駅バスセンター、エスプラッツなど

市ホームページでもご覧いただけます。



### ◎問い合わせ

本庁 商業振興課 金融・労政係 ☎40・7102



## 中小企業者の皆さん 佐賀市の小口資金を お得にご利用ください!

「仕事と家庭の両立がしやすい労働環境づくり」「障がい者雇用」「高齢者雇用」に取り組む中小企業者が、平成30年度末までに新たに佐賀市の小口資金の融資を受けた場合、支払利子を一部助成します。

■**利子助成** 小口資金の償還を開始した月から2年間の支払利子を、原則全額助成(延滞利息を除く)。

### ■償還負担を大幅に軽減

信用保証料を市が全額負担する小口資金の支払利子を2年間助成。償還負担がさらに軽減。

※その他詳しくはお問い合わせください。

### ◎問い合わせ

本庁 商業振興課 金融・労政係  
☎40・7102 FAX26・6244



## 事業主の皆さんへ 1月は償却資産の 申告月間です

平成30年1月1日現在で、市内に事業用の償却資産を所有している個人事業者・法人は「償却資産申告書」の提出をお願いします。申告書は平成29年12月中旬に発送しています。申告書が届かない場合や不明な点はお問い合わせください。

■**提出期限** 1月31日(水)

### ◎提出先・問い合わせ

本庁 資産税課 償却資産担当  
☎40・7073 FAX25・5408 ✉shisanzei@city.saga.lg.jp

# 佐賀市 掲示板



## 20歳になったら国民年金 ～世代と世代の支え合いの仲間入り～

### ○国民年金(基礎年金)の3つのメリット

- ・老後を支えます(老齢基礎年金)
- ・けがや病気で障がいが残ったときに支えます(障害基礎年金)
- ・加入者が亡くなったとき、子のある配偶者、子を支えます(遺族基礎年金)

※保険料納付が困難な場合は「学生納付特例制度」や「納付猶予制度」といった制度もあります。

### ◎問い合わせ

日本年金機構 佐賀年金事務所 ☎31・4191  
佐賀市役所 保険年金課 国民年金係 ☎40・7275



## 障害者控除対象者 認定書の発行

「障害者控除対象者認定書」の提示により、市県民税や所得税の「障害者控除」を受けることができます。この認定書は、認知症や老化による肢体不自由、寝たきり等の障がいのある65歳以上の人で、その障がいの程度が障害者手帳等の障がい程度に準ずるものとして市長が認定した場合に発行されます。

### ◎問い合わせ

本庁 障がい福祉課 障がい総務係  
☎40・7251 FAX40・7379 ✉shogaifukushi@city.saga.lg.jp  
本庁 高齢福祉課 長寿推進係  
☎40・7253 FAX40・7393 ✉korei@city.saga.lg.jp



## ボランティア講演会 ボランティアってなあに! ～ボランティアの探求と人のつながり～

- 日時 2月10日(土) 14時～15時30分
- 場所 アバンセ4階 第3研修室
- 講師 西九州大学 健康福祉学部 社会福祉学科長・同大学院生活支援科学研究科教授  
滝口 真さん
- 定員 50人

### ◎申し込み・問い合わせ

佐賀市国際交流協会  
☎29・0322 FAX40・2050 ✉sagakokusai@yahoo.co.jp